

社会福祉法人吹田若竹会 役員等報酬規程

役員報酬規程の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人吹田若竹会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬について定めるものとする。

(役員等の報酬の限度額)

第2条 役員等（評議員を除く。）に支給することができる報酬の総額は、各年度100万円を超えないものとする。

(常勤役員等の報酬)

第3条 常勤役員等については、当法人職員を兼務し、職員給与を支給していることから本規程に基づく役員報酬は支給しないものとする。

(非常勤役員等の報酬)

第4条 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、別表第1の報酬等の区分に応じて定めるものとする。

2 交通費は実費を支給することとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、支払い事実が発生したのち、10営業日以内に本人の指定する金融機関の口座に振り込むこととする。

2 報酬等は、本人からの申し出があったときには、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月24日から施行し、同年4月1日から適用する。

附則 (平成30年6月9日変更)

- 1 この規程は、平成30年6月9日から施行する。
- 2 この規程による変更後の社会福祉法人吹田若竹会役員等報酬規程別表第1第1項、第2項及び第3項の規定は平成30年3月10日より適用する。

別表第1 (非常勤役員の報酬)

1. 評議員

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 評議員会への出席 | 10,000円 |
| 評議員会の書面等による決議を行った場合 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

2. 理事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| 理事会の書面等による決議を行った場合 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |

3. 監事

| | 日額 |
|---------------------|---------|
| 監事監査への出席 | 20,000円 |
| 理事会等会議への出席 | 10,000円 |
| 理事会の書面等による決議を行った場合 | 10,000円 |
| 上記の他、法人及び施設業務のための出勤 | 10,000円 |